



No.31

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2019年1月10日

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

外国人労働者と日本



入管法改正と外国人労働者政策

菅 俊治（弁護士、東京法律事務所）

2018年12月8日臨時国会で成立した改正出入国管理及び難民認定法（「入管法」）は、労働力人口の減少に対応し外国人労働者の受け入れ拡大を図るために新たな在留資格（特定技能1号・2号）を創設しました。

日本の外国人労働者政策は、入管法制定（1951年）以来、一部の高度に専門的・技術的人材を除き、いわゆる「単純労働者」の受け入れは行わないことで一貫してきました。

1980年代後半のバブル期には、製造、建設、飲食などで海外からの労働者が急増し、彼らは在留資格を持たない「不法」就労者とされました。しかし、1989年の入管法大改正の際も「単純労働」を受け入れないという建前が維持され、その陰で外国人労働者の権利や尊厳がないがしろにされ続けてきました。今回の改正はその基本路線を転換し「フロントド

ア」からの受け入れを認めた点が重要です。

しかし、「サイドドア」として機能してきた「外国人技能実習制度」（1993年）は廃止されず、在留資格「留学」も見直されずに温存されてしまいました。賃金未払い、長時間労働、労災隠し、強制帰国、暴力等の人権侵害の温床になっており、廃止・見直しが急務です。

新しい在留資格（特定技能1号・2号）に基づく受け入れに人材仲介ビジネスの関与が予想されながら法規制が及ばないことも問題です。現行の技能実習制度においても、こうした業者やブローカーらが手数料・保証金等の名目で実習生から多額の費用を徴収し、実習生を追い詰めています。本来、労働者供給ビジネスは禁止されるべきものです。

外国人労働者にも当然ながら日本人と同様に労働法の保護が及びます。しかし、実際にその

権利を守るためには、それを支えるさまざまな制度や担い手が必要です。たとえば出身国・民族ごとのコミュニティーに依拠したワーカースセンターの設立による権利教育、日本人と同等の賃金を保障するための情報提供や交渉力の育成、住居費・食費名目の賃金控除などの契約内容への規制、離職の自由の保障、「資格外活動」を余儀なくされた外国人への支援や救済などです。

「特定1号」は5年（技能実習を含めれば最長10年）という年数制限を設けていますが、長期にわたり家族帯同を禁止していることは基本的人権に反します。

滞在年数の制限や家族帯同の禁止は「移民」「定住」に対する懸念があるからですが、今後否応なく発想の転換を求められるでしょう。労働力を受け入れるということは、人と共生することにほかなりません。ところが改正入管法は法務省のもとに出入国管理庁を設け、出入国管理体制の強化を図っており心配です。反対に、相互理解を深め、出身地を問わず社会の一員と

して等しく健康保険・年金などの社会保障、教育などを享受して共生するため、新たな基本法、外国人労働者保護法、差別禁止法とそれに特化した行政組織の設立が求められます。

鍵となるのは労働市場に与える影響です。改正入管法は、産業別に受入枠を定めるとしていますが、不安定雇用や低処遇が広まってしまえば、健全な事業者が生き残れず、後継者も育たず、産業自体が劣化しかねません。これを避けるためには、受入枠の設定に際して産業ごとに具体的な賃金引き上げの計画を持つこと、人材ビジネスの介入を排除し、当該産業の労使の関与が必要です。

韓国では2000年代に外国人技能実習制度を廃止し、外国人労働者保護法や共生のための基本法が実現しました。アメリカでは移民労働者の運動が労働運動を牽引し労働者全体の権利擁護の先頭に立っています。私たちがめざす外国人労働者政策にはこれらの経験も参考になるでしょう。



コンビニ外国人

芹澤健介 著

あつという間に身近になったコンビニの外国人店員。全国の大手コンビニで働く外国人店員は4万人を超える。スタッフ20人に1人が外国人。コンビニ業界は人手不足。昼間の時給960円深夜で1200円以上を提示しても、日本人は来ない。外国人の場合、日本語の勉強になる、日本の文化を学べると応募する。彼らは留学生だ。だが彼らは1年目の学費や斡旋業者への手数料等100万円を超す借金を背負っている。学費を払えず退学になるか、強制送還覚悟で週28時間以上働くか、最終手段として失踪するか。技能実習生も同様の状況だ。すべての留学生・実習生がひどい状況というわけではない。夢を実現した人たちもいるが、総じて〈明るい未来〉はない。日本の外国人労働者の受け入れ体制のいびつな構造を浮き彫りにした本書は、入管難民法が改定された今こそ、読まれるべきだろう。

価格 760円＋税
発行 新潮社
東京都新宿区矢来町71番地
電話 03-3266-5430(編集部)



大量難民・移民時代と日本

原発問題委員会「mi·ra·i·e」編集委員会

昨秋は驚くべき状況が展開しました。第四次安倍改造内閣は出入国管理及び難民認定法（入管法）の改定審議に際し前提となる状況説明やデータまで偽り法案提出、強行採決しました。実質的に移民である外国人労働者を「外国人材」と言い換えた法案は具体的制度を欠いたまま可決、4月に施行されます。

私たちの周りではミャンマーやトルコ、東日本震災以後は中国・韓国に加え、ネパールやベトナムの若者も多く働いています。しかしそうした留学生、技能研修生、難民認定申請者等の「隣人たち」が、どのような日常を生活しているか、私たちはほとんど知りません。すでに日本で働く外国人労働者の総数は約128万人に達しています。

そんな中で入管法が改定されました。

既存の技能実習生制度を継承し新たな「特定技能」保持者の在留就労が保障されますが、単純労働者の在留資格付与ではないかと批判されています。審議過程では技能実習生制度下での劣悪な労働条件、耐えかねて逃亡し不法滞在として入国管理施設に収容される経緯も明るみに出ました。実習生の死亡事案が2010～17年で174人という異常な数に達していることも判明しています。

従来技能実習生制度は途上国人材に職業技能を施す国際貢献制度とされてきましたが、新たな「特定技能」人材は「労働力不足対策」という日本の国内事情に根差す施策として位置づけられました。これは実態に即した改正だと評価する声も聞かれますが、諸権利の制度的保障は整備されていません。シャープ亀山工場での2900人も外国人労働者の解雇が景気に対する雇用調整弁になっている実態を示すように、そもそも財界のいう「不足」している労働者とは、低賃金の非正規労働者に過ぎないとも考えられます。本当に外国人

労働者の導入が社会活力の維持に必要ななら、同一の労働条件を保障しなければならず、過酷な実習生制度は廃止すべきでしょう。

一方改定法では難民認定を却下された人の強制送還を受け入れない国には在留資格を予め制限する等とし、難民受け入れにも厳格化を採りました。難民とは所属する社会集団が母国で紛争に巻き込まれたり、様々な理由で政治的に迫害され逃れてきた人たちです。国際的に対テロ戦争、気候変動等による災害等が拡大し、平和に生きる権利が脅かされており、国内に留まっている避難者や他国で難民認定を待っている庇護希望者を含めた総数は2017年末で6850万人に達しています。欧米では受け入れが論争を招いていますが、難民の大半は途上国に逃れているのが実情です。

日本の難民認定が少ないのは紛争地域からの申請者が少ないからともいわれています。たしかに申請数上位国はフィリピン、ベトナム、スリランカ等で、政情不安や迫害はないとされていますが、戦争の後遺症や政治的弾圧、治安の悪化等は考慮されていません。内戦の続くシリアからの申請者でさえ認定には困難が伴う「狭き門」です。非認定・在留期間超過者への入管施設での非人道的な扱いや長期拘留も問題化し、昨年末には牛久や大阪の入管施設で抗議のハンストが行われました。日本の難民認定制度はあまりにも問題をはらんでおり、ただちに改善する必要があります。

入管法改定の議論の中で「労働者と呼んだら、来たのは人間だった」という言葉がよく引用されました。外国人労働者は広義の移民であり、「人材」はほしいが移民・難民はお断りといったご都合主義は通用しません。私たちも否応なく国際化する社会や世界の不安定化の中で、新しい隣人とどのような未来を創っていくのか、真剣に考える時機に来ているのです。



日本の難民問題の現状について

渡邊 彰悟 (弁護士、全国難民弁護団連絡会議代表)

ここで論じる「難民」は政治的意見等を理由に迫害を受けるおそれを抱え、日本に上陸して日本で保護を求めている人たちのことで、難民条約上の保護の問題である。

日本の難民申請数は2017年19,629人、認定は20人、申請数と比較すると、ほぼ0.1%という難民鎖国状態である。近時、研修や留学生からの申請や、さらには一般的には安全と判断されるような国からの申請が相次ぎ、これらが濫用・偽装と喧伝され、難民申請者の就労や在留資格の制限が課されるようになってきている。しかし、もともと日本の難民保護の水準が国際基準から遠く離れており、適正な判断基準を確立することも課題であるのに、そのことには力が注がれない。

世界の難民認定の水準は平均すれば30%を超えている。つまり、日本はその300分の1ということになる。世界には難民が溢れ、6000万人を超えている。

緒方貞子元 UNHCR 高等弁務官は、難民保護を安全保障と位置づける。近視眼的な政治状況のみならず、広く視野をもてば、多様性を受け容れ難民を保護することが様々な紛争への緩衝となり、世界の安全保障に役立つことは想像できる。しかも、難民は、迫害を受けるおそれを抱えている人たちであるから、その保護はまさに人権の保護に繋がっている。難民を十全に保護できているかどうかというのは、日本に滞在する外国人の人権がどう守られているかの試金石でもある。

この12月5日東京高裁でスリランカ人の難民事件の判決があり、この人物を難民だと高裁は認めた。しかし、この人が日本に来たのは2006年であった。カナダで難民として保護を受けている兄弟を追って、カナダに行く途中で日本の入管に旅券が偽造だとされ、そのまま拘

束されて、そこから彼の悲劇が始まった。タミル人でもある彼の危険性は十分にあった。2006年に保護を受けられていれば、当時未成年の子どもたちを呼び寄せて家族として過ごすことも可能だった。ところが、入管では不認定が続き、しかも退去強制令書が出た。

大阪地裁で2011年に勝訴して、入管は控訴せず確定させた。しかし、再度の処分決定において、入管は彼を再び難民不認定とした（ただし、在留資格は付与）。彼と同様、裁判で勝訴しながら、再び行政処分の段階で不認定とされる例はほかにも4件ほどある。これほどまでに難民を保護したくないという頑なな姿勢は、入管による難民行政に通底する。しかも、判決をあえて確定させておきながら、再び不認定とするのであるから司法軽視も甚だしい。

彼はあきらめず、異議を申し立て、2015年に異議が棄却となると再び訴訟を提起した。一度難民となった者を難民ではないというときには、難民条約上厳しい制約があり、認定の事情が終止したことを示さなければならない（終止条項）。裁判では、その終止条項によって判断すべきことを求め、東京地裁（2018年7月）も上記の高裁も、難民の事情が終止しているとは言えないとした。

本国から旅券の発給を受けられない彼は、難民旅行証明書の発給も受けられず、結局娘の結婚式にも出席ができなかった。彼の父親としての、人間としての、そしてタミル人としての尊厳はこの12年間（再度の不認定からも7年）ずたずたにされてきた。

難民として保護を求める者への適正な判断が求められている。それは日本の国際的な地位を高めこそすれ、マイナスにはならない。今般、外国人の受け容れが議論され新法が成立した。しかし、外国人を単なる労働力とみるのでは、日本への信頼は今後衰退していき、いつか国際社会から取り残される。難民保護も、外国人受け容れにとって基礎となる分野であることを忘れてはならない。



外国人の人権を踏みにじり続ける日本

－入管法「改正」で無視された課題

志葉 玲 (ジャーナリスト)

コンビニや居酒屋など、特に首都圏では今や、外国人労働者を見かけないことはない。日本経済を支える労働力として、在日外国人たちは、身近な存在だ。政府は、農業や製造業、建設業などでの深刻な人手不足に対応するため、5年間で最大約35万人を受け入れるとしている。だが、政府の方針は、外国人を人間としてではなく、使い捨ての労働力とするものだ。また、一方で法務省・入国管理局は、日本で働く能力もあり、紛争地から逃れてきた難民など、それぞれの事情から帰国できない人々を強制送還しようとしている。

外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が昨年12月8日未明、参議院本会議で可決・成立したものの、在日外国人の人権を守るための具体策は、先延ばしにされた。昨年(2018年)11月の衆院法務委員会での参考人質疑で、外国人技能実習生の状況について、指宿昭一弁護士は「月の時間外労働が160時間という事例や労災隠しの事例がある」と、労働基準法違反が蔓延していると指摘。「厚労省の資料によると、2017年、全国の労働基準監督機関において、実習実施者に対して5966件の監督指導をし、その70.8%にあたる4226件で労働基準関係法令違反が認められた」(指宿弁護士)。また、技能実習生が労働状況の問題を訴えると強制的に帰国させられ、送り出し機関に支払う借金のみが残る等、構造上の問題があると指摘した。元はと言えば、途上国の「人づくり」を支援するという名目で1993年から始められた制度であるが、その実態はまさに「現代の奴隷制」だったのだ。指宿弁護士は、今回の入管法改正において「技能実習制度の廃止を前提に新たな外国人労働者の受け入れ制度を創設すべきだった」と主張した。

難民条約を批准しているにもかかわらず、日本が難民を排除していることも重大な問題で

あるが、今回の法改正ではまるで論議されなかった。日本の難民認定率は極めて低い。2017年に法務省入国管理局(入管)が認定した難民は、申請者1万9629人中、たったの20人だけ。だが、入管の審査で、『不認定』とされた人々の中にも、実際には庇護すべき人々が含まれている。たとえば、名古屋入管に難民不認定とされたネパール人男性は、現地過激派5、6人に拉致されたうえ、銃を突き付けられ「入党しなければ殺す」と脅されている。同じく不認定とされたウガンダ人女性は、野党の議員であったために、政府支持派の男たちから殴る蹴るの暴行を受け、流産した。彼らの訴えを、名古屋高裁は事実認定し、不認定処分を取り消した。さらに、難民不認定とされた人々は、「退去強制」の対象として、入管の収容所に無期限に拘束される。仮放免申請が認められると、収容所から出られるが、短くても数か月、長い場合では数年、拘束される。仮放免を認めるか否かの基準も曖昧で、審査結果の理由も明確には示されない。

入管の収容所での人権侵害も深刻だ。筆者が取材したある難民の女性は、パニック障害を患っており、薬の服用が必要だが、彼女を拘束していた東京入管は、彼女が吐血し痙攣発作を起こしても家族からの薬の差し入れを許さなかった。別の難民の男性は、長引く拘束から、刃物で上半身のあちこちを切り自殺未遂したが、東京入管は心理的ケアを受けさせるどころか、懲罰房に男性を5日間閉じ込めた。入管では、この10年で自殺や治療の遅れによる病死で12人が亡くなっている。

労働力不足というならば、日本に逃げてきている難民を受け入れ、働いてもらえば良い。難民である当事者たちも「働きたい」と言っているのに、収容所に閉じ込め、虐待している。日本のやっていることは、正にあべこべなのだ。



不法滞在者として生きるトルコ系クルド人

日向 史有 (ドキュメンタリー・ジャパン・ディレクター)

「人間の夢が潰えたとき、未来が失われそうになったとき、人はどこへ向かうのだろうか」

2017年の夏、私は18歳のクルド人青年に出会った。名前はオザン。ファンキーな髪型をして、少しやんちゃそうだった。人懐っこい笑顔が魅力的で、私は彼の撮影を始めた。彼を取材してから、冒頭の問いが頭から離れなくなった。

「クルド」という民族の名を耳にしたことはあるだろうか。彼らを説明する際、最もよく使われる言葉は「国家を持たない世界最大の民族集団」だ。現在、およそ3000万のクルド人が、世界に散らばり暮らしている。おもな居住国はトルコ、シリア、イラク、イランなど中東地域を中心に広がる。かつては「クルディスタン(クルド人の国)」と呼ばれる地域がオスマン帝国の領内に存在したが、第一次世界大戦でオスマン帝国が敗れ、英仏などが引いた国境線により、クルド人の居住地域は分断された。それらの居住国で、少数民族に位置づけられたクルド人たち。居住国政府からの弾圧や差別、そして戦火を逃れ、彼らは、難民として世界に散らばっていった。

日本にも多くのクルド人が暮らしている。彼らのほとんどは、トルコから逃れて来た。埼玉県川口市を中心に20年程前から住み始め、今では1500人を超える。その多くが、難民認定をもらえない不法滞在者だという。在留許可がないまま20年以上日本に暮らす者もいる。

なぜ彼らは不法滞在のまま、本国に送還されることなく、日本にいられるのか。それは、「仮放免」という許可を得ることで、日本にいたことだけは許されるからだ。本来、収容施設に拘束されるべき不法滞在者が、一時的に拘束を停止(免除)される措置だ。正式に日本に滞在できる許可ではないため、いつ収容、強制送還されてもおかしくない。

私が出会ったオザンもそんな1人だった。6

歳で来日して、日本の学校に通った。在留許可がなくても子どもは教育を受けることができる。オザンは夜間の高校まで進学し、日本語を覚えた。人生の半分以上をこの国で生きている。日本人の子どもたちと同じ環境で成長し、将来を夢見る。日本の若者と同じように、どんな自分になりたいか、未来に想像を巡らせていた。

しかし、彼はどれだけ努力をしても望んだ職業に就くことはできない。チャンスすらないのだ。彼が不法滞在者だからだ。就労許可は与えられない。「仕事をしないでどうやって生きていけばいい？」というオザンの問いに、入管の担当者は「それはあなたたちでどうにかしてほしい」と答えるのみだ。

「もうやりたいことが無い」とオザンはつぶやく。未来の自分を想像できなくなるということは、人間にとってどれだけ絶望的なことだろう。彼と出会い、私はそう感じざるを得なかった。

2018年、外国人労働者の受け入れを拡大する入管法改正案が可決された。今後数十万人規模の外国人労働者が増えるだろう。しかし、10年以上この国に暮らし、日本語を話すことができても、難民認定の壁の前に、クルド人たちは「僕らは制度から、あぶれるだろう」と失望する。

今後、日本で外国人が増え続ける中、私たちは彼らとどう向き合っていくのだろうか。彼らは単なる労働力ではなく、まぎれもなく人間だ。在日クルド人も同じく人間だ。人間の権利が問われている点は移民も難民も変わらない。オザンのドキュメントを通して、人間の未来が潰えたとき、彼らがどこへ向かうのか、問いたい。

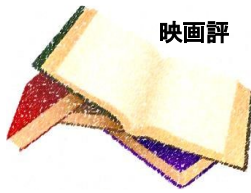
彼を取材した夏から1年半が過ぎた。今も彼の状況は何も変わらない。収容を恐れながら日々を送り、彼は20歳の誕生日を迎えた。

<https://m.youtube.com/watch?v=vri2fgI6yCs>

『TOKYO KURDS/東京クルド』

YouTubeのQRコード→





映画評

『希望のかなた』

アキ・カウリスマキ監督 2017年12月公開 DVD 発売中

映画の主人公はシリアのアレッポからフィンランドに逃れてきた難民である。演ずるのも実際のシリア出身の人である。主人公は、生き別れた妹を捜すうちにヘルシンキに流れ着くが、いわれのない差別や暴力にさらされる。レストランを営む男に出会い、はじめは対立するが、友情が芽生え、妹探しでも彼に助けられ…。このようにテーマは重いが、ユーモアにあふれている（とりわけ寿司屋のくだりは大爆笑）。

監督は言う。「私がこの映画で目指したのは、難民のことを哀れな犠牲者か、あるいは社会に侵入しては仕事をかすめ取る、ずうずうしい経済移民だと決めつけるヨーロッパの風潮を打ち砕くことです。臆せず言えば『希望のかなた』はある意味で、観客の感情を操り、彼らの意見や見解を疑いもなく感化しよ

うとするいわゆる傾向映画です。そんな企みはたいてい失敗に終わるので、その後に残るものがユーモアに彩られた、正直で少しばかりメランコリックな物語であることを願います。一方でこの映画は、今この世界のどこかで生きている人々の現実を描いている」

この目論見は見事に成功し、いま世界を席卷する「反移民」を掲げたナショナリズムの動きに抗うべきことを、声を荒げることなくユーモアたっぷりに呼びかける映画となっている。高校無償化からの朝鮮人学校排除というような官製ヘイトや、在日韓国朝鮮人へのヘイトスピーチがまき散らされ、入管難民法の改定で外国人労働者が今よりさらに使い捨てられようとしている日本で、これにどう応えるか？
(伊豆野潔)



無謀な東海2原発再稼働

道にまとう緑の声を聞け

吉田 邦吉 (WELTGEIST FUKUSHIMA 編集長、会津若松市在住)

ピッ、ピッ、ピッ。春の優しい季節にも、無機質な電子音が反復する。ぼくが帰還困難区域（大熊町）に一時帰宅したとき、思い出されるかつての賑わいや気持ちがあり、今でも懐かしの故郷という精神が木霊され、それらが顕現することを希望はしている。

しかし現実では人々の存在がまったく無く、跡地のような、せつない状態の風景が広がり、あの日までは知りもしなかったアメリカ製やロシア製のガイガーカウンターが日本の FUKUSHIMA というところで鳴っている。ありとあらゆることがイデオロギーや恣意的な感情にまみれ、地割れのような凍てつく構造の分断を起こしている。あの復興大合唱は何だったのか、もはや遠い過去の一瞬になろうとしている。それは可哀想な、悲しみの、某……。

他方で、わたしたちは果たして、震災前に、原子力または核物質というものにどれだけ真剣に向き合ってきたのか。いまや町のほとんどが消滅の危機となり、自らは原発避難していて、まるで方丈記かという、全然ちがう人生になってしまった。もし 10 年早く知っていたら変わっていたらどうかと残酷なことも思うのだが。つまり現代日本は未来への犠牲が必要なほどの行き詰った状況だったのではないかということである。

この被災をした人間が生きていくには七転び八起き、たとえば、先祖代々ごとの意味への理解共有またはアイデンティティの再構築からなにから、それこそ桃太郎の帰り道ですら足りない、心の財宝が必要だ。古里の道に寂しがっている、ぼさぼさでぼうぼうの緑と見つめあい、そんなことを思った。

あれから 7 年間で過ぎ、復興とやらはどこか遠い空中を違和感のまま上滑りしていく。もっと被災のリアルに寄り添うことが必要だと思う次第。いろんな意味で充実するような仕組みづくりも良い。人間だれしも休みたい時があり、人生があり、小さき者たちの一歩は地道で地味な、鼓動のパルスなのである。

🍁 編集後記 🍁

日本は「人手不足」の状況にあるそうです。そこで安倍政権は 2018 年 12 月、「入管法」を改正し、安価で使い捨ての効く労働力として外国人労働者の受け入れ拡大をはかりました。しかし「労働力」とは「もの」ではなく「人」が働くということです。労働力を受け入れるとは人を受け入れることであり、双方が共生する社会を形成するということです。一方、世界には迫害のおそれから保護を求める人々（難民）が数多く存在します。残念ながら日本の難民認定は極めて冷淡です。今号は「外国人労働者と日本」と題し、外国人労働者や難民申請をしている人々の実態、その不当な扱われ方を告発し、強行された法律の不備を明らかにします。「人手不足」といわれる現状ですが、どれほどの外国人労働力に依存しているのか、じっくりと考えてみませんか。また「受け入れてやる」という独善的な発想を打ち破り、一人ひとり働く者の尊厳を大切にするため、私たちは何ができるのか、考えてみませんか。(T)